

## 文化審議会 美術品補償制度部会（第6回）議事要旨

平成24年2月27日

（ 発言者 □：審議会委員           ■：文化庁事務局 ）

・議題（1）に関して、事務局から配布資料について説明した後、意見交換が行われた。

□ ありがとうございます。きょう、最初に申し上げるべきでしたが、ようやく初年度の状況がだんだん具体的に把握できたので、いろいろ意見を交換したい、あるいは検討事項を指摘していきたいということで、部会のメンバーの方々と専門調査会のメンバーの方々に一緒にお集まりいただきました。今、事務局から御説明がありましたように、順調に進んでいるわけでありませけれども、その間、いろいろ我々が知らなかったことも、かなり浮き彫りになってきております。

そういうことも含めて、最初に、「プラド美術館蔵 ゴヤ展」と「ジャクソン・ポロック展」と「北京故宫展」は、開催されている美術館・博物館の方々もちようどいらっしゃるので、今の事務局の説明以外に何か具体的にこういうことがあったとか、こういう状況だった、ということがございましたら少し追加していただきたいので、まず、プラド美術館の「ゴヤ展」に関して何かありますでしょうか。

□ 政府補償対象作品数は78点ですが、これに実際には当館で所蔵している版画が45点加わっておりまして、展覧会そのものは123点でした。ただ、その45点に関しては、美術館の所蔵作品を展示することで国家補償の対象外でした。これについては評価額が比較的小さいから、全体の金額はそう変わらないのですけれども、その45点については民間の保険を掛けています。ですので、自分の美術館の所蔵作品を展示する場合には、これは当館に限らず、どこでも国家補償の対象にはならないということですね。

あと、実際の運用では、会期中、14日間、高校生の無料化を国民に対する還元策の1つとしましたけれども、その間、1,400人の高校生の入場者がありました。これは有料の日に比べて2倍以上の入場者ということで、それなりの効果はあったと思っております。ただ、国家補償による保険料の軽減額が数千万円、それに対して高校生1,400人の入場料というのは、100万円ぐらいですので、これは新聞社に対してなかなか言いにくいですが、美術館側としては、会期中全部、高校生無料でもよいのではないかと。

数千万円の規模で保険料が軽減されるのであれば、会期中全部、高校生無料にしたとしても数百万円ですので、それは今後検討してもいいのではないかという気がしました。以上です。

□ ありがとうございます。1つ質問ですけど、例えば国立西洋美術館のものを国立西洋美術館でやっているときには国家補償にならないけど、もしこの展覧会がほかの美術館に移ったとしたら、その場合には国立西洋美術館の版画類に対しては国家補償の対象になるのですか。

□ 対象になります。東京国立近代美術館の「ポロック」はなっていますよね。

- 東京国立近代美術館のは、対象になっています。
- 借り受けた美術品が対象ということになっているので、借りていないとならないという、そのような整理としています。
- わかりました。それともう1つ、先ほどの2週間で1,400人ぐらいだということですが、「ゴヤ展」の場合には総入場者が30万人ちょっとと、それほど混んでいなかったから幾ら増やしても大丈夫だけど、例えば「オルセー展」などで70万人、80万人と目いっぱい入っているときには、高校生がずっと会期中無料ということになると、違う要素が入ってくるのではないですか。
- それは確かにありますね。ただ、今でも既に小・中学生は無料ですから、高校生をそれに加えたところで、そう混雑度が大きく変わることはないと思います。
- 今の「ゴヤ展」に関して何か御質問等、あるいは御意見はございますか。それでは、また後でも結構ですので、「ポロック展」に関して、お願いします。
- おおよそ事務局からおっしゃっていただいたことが要点なんですけれども、多少付け加えますと、これは何度か申し上げているのですが、「ゴヤ」とか「故宮」とか、要するに主要な大きなレンダーがいるわけではなくて、個別の美術館からせいぜい1点、2点を借りてくるという形でかき集める形だということもあり、それから評価額が非常に高騰しているということもありまして、もともと経費や入場見込みがそれほどは望めないということがありまして、もともと非常に大きな赤字が客観的に見込まれるというところもあります。そういう意味では、補償による負担の軽減というのが実質的には赤字をどこまで抑えられるかという状況であったということがほぼ偽りないところだと思われまので、着実に黒字に近い状況になるものではないものに対して提供いただいた中で、更にそれを還元しろというのは、かなり厳しい部分はあるかなというのが率直なところでは、
- ただ、先ほどの御発言と同じように、高校生は2週間、これから無料の日が入りますけれども、コスト的にはそれほどにはならないであろうし、御心配のことなんですけれども、高校生はどちらにしても余り来ないというところはあります。無料でも1,400人で2週間でしょう。1日100人しか来ないということです。
- そう。1日100人。
- ただ、もちろん、1つの要素として高校生を無料化していくというのは、いい方向だと思います。
- もう1つは、この国家補償のことを記事にしたいというような話の中で、これは共催者と相談してお断りしたのですが、具体的な金額、総評価額で幾らということを書きたいと思っているわけなんですけれども、そういうことは基本的に公表しないということです。
- ただ、社会的にそれを明確にわからせていくためには、やっぱり数字を出さないとわからないなと感じました。
- 以上です。
- ちょっと悩むところなんですけど、ただ、個別の数字はやはり出せないというのがあって、アメリカでは年度で総額これだけあって、例えば今年度は数千億円補償しましたとかいうことはあるのではないかと思っております。
- そうですね。それでは、次に「北京」の方。

□ まず、この展覧会に関しまして、皆様には、国家補償を認めていただくに当たりまして、多大なる御協力、御理解を頂きましたこと、まず本当に深く感謝申し上げたいと思っております。本当にいろいろとありがとうございました。おかげさまで今月末に全部返すという状況になりました。また、それにつきましては事務局に御報告いたします。

おかげさまで、海外初となる「清明上河図」というもの、国宝中の国宝と言われるものも、この国家補償があるからということで中国側が深い理解を示したということは事実でございます。それによって、この国家補償が広く国民にすぐれた文化財を提供するという、その観点からすれば、この展覧会で国家補償を認めていただいたことは評価すべきことなのではないかと思っております。結果として、広報が遅れたものの、25万を超える人数の方々に来ていただきました。中国でもこの作品は見られないということでありまして、この期間は中国の方がものすごく多かったということは付け加えます。

以上でございます。

□ ありがとうございます。何か御質問等ございますか。

この政府補償適用前と政府補償適用後で、他の2つに比べ保険料率が大きく下がっているのはなぜですか。

□ 特別協賛があるということですか。

□ おっしゃるとおりです。

■ 恐らく、協賛金で幾ら渡すというかわりに、保険料の軽減で代替する、ということだと思われま。

□ おっしゃるとおり。そういうふうにしていただいたということになります。

□ わかりました。

□ なお、「清明上河図」の警備・運営の問題ですね。それに当たりまして相当数の人件費を向けざるを得なかったということも1つございます。

□ 今回のこの補償の問題ではないのですが、「清明上河図」を中心に据えた広報をされていましたが、残念ながら、開会のときにそれを見ることができませんでした。伺ったところによると、余りにも人が集中してしまっ、夜9時から見られるとか、10時からとか、当日対応されたようですが、今後、その辺の整理をしていただけないかなと思っております。

□ それはおっしゃるとおりでございます。私たちも見られなかった方々のために、もう1日、特別招待日というものを設けさせていただいたという点が1つございました。

□ なかなか、何日も通うことはできませんね。

□ そうですね。おっしゃるとおりです。その後ですけれども、とにかく我々がどういうふうにしたらスムーズに行くのか、より多くの方々に見ていただけるのか、快適に見ていただけるのかを検討しました。

□ オペレーションも随分苦勞されているようでした。

□ 実は整理券も考えました。アンケートに、整理券をやらないのかとあり、そういうシミュレーションもしました。その結果ですけれども、それを見るための整理券をもらうために、更に長蛇の列ができてしまう。そのようなことをしたら朝9時からの開館時間から5時まででは、とても割り振りがきかない。普通に見られるためにやっていると、終了するのが夜中の2時、3時になってしまいます。そういうこともシミュレーションし

た上で、本当にいろいろと苦労したのでございますけれども、今、先生のおっしゃったことも踏まえて、誠実に受けとめさせていただきます。

ただ、これに関しましては、当館だけではなくて皆さんのところもそうだろうと思えますけれども、共催者側の深い理解を得ないと、なかなか進めることができません。ただ、我々からすると、いわゆる展示環境というものは世界一に近づきたい。それに向けて頑張っているつもりです。鑑賞環境は今回、最低だと言われても致し方ないということは思っております。その辺のところはまた誠実に受けとめて改善していきたいと思っております。

- ありがとうございます。
  - 本当に大変だったと思えますし、やってみないとわからないようなことが今回あったのではないかということは一言申し上げたい次第です。当日見られなかった方に対して時間的な配慮とか人件費とか、緊急にどのぐらい予算を使ったのかなと思いました。
  - 今ずっと集計をしているところでございますので、また部会等々でも。
  - かなり思っていたよりも警備と人件費を費やされて、それで25万人というのが実はそう多くなかった数字のような気がいたしておりますが。
  - おっしゃるとおりでございます。
  - 夜間開館を含め、海外では24時間というのもありますし、それから時間を区切ったチケットの前売りなど、例えば大英博物館などもやっていると思えますけれども、これからそういうことも考える時代になったのかなと。あの展覧会、私は10時に拝見させていただきましたけれども、あるいは早朝とか、本当に考えさせられる展覧会だったと、いいケースになったと私自身は思っております。
  - ほかに何か。それでは、今、3館の直接携わっている方々に御説明いただきましたけれども、先ほどの事務局からの説明と、それから今の具体例等も含めて、全体として何か御意見がございましたら、お願いします。それからまた、専門調査会では調査段階ではこうだったが、実際はこうだったらしい、食い違いがこういうところにあった、あるいはこういうふうにした方がよかったのではないかということもございましたら、どうぞ。
  - 今回、我々がボストン美術館展を開催するに当たりましては、ボストン側がこの国家補償については認めないということがございました。今後、メトロポリタンですとか、アメリカの東海岸では、日本美術というものに関して、あるいは東洋美術に関しては、すぐれたコレクションを持っているところがかなりございます。そういうところと今後こういう展覧会を持った場合に、このままでは日本の国家補償は使えないということになるかと思うのですが、その辺はどのように対応していったらよいのでしょうか。
  - おっしゃるとおり、最大の課題だと思っております。スタートした時点でいろいろ課題があることは認識しており、試行錯誤しながら約款の見直しをやっていこうとは考えていたところでございますけれども、幾つかの具体的なターゲットとなるところがございますので、そういったところに対して我々も研究していかなければいけないと考えております。1つは、意見交換をしながら理解を求めることも大事な事と思っております。
- たまたま先週、サンフランシスコに行ってきたのですが、何人かの関係者の方と会って、西海岸は比較的受け入れてくれているのですが、東海岸はどうして使ってくれない

のだろうということを意見交換しました。

また、具体的な話としては、カルコン（日米文化教育交流会議）という場がございまして、ちょうどこの3月に美術対話委員会というものがありますので、この件も1つの議題として日本側から提案したいと考えております。アメリカ側の委員長は実はボストン美術館のアン・モースさんで、ちょうど当事者でございました。また、そのメンバーの中にメトロポリタン美術館とかフリーア美術館とか、いろいろ関係者が入っておりますので、こちらの事情を申し上げて、まさに我々、アメリカ側の制度を参考にしてつくったので、どうやればこういう制度がうまくいくのかというアドバイスを頂くという観点に立って意見交換をしていきたいと考えております。

それから、ほかにも日本の関係者の中でアメリカの美術館関係者といろいろ親しい方、交流のある方がいらっしゃいますので、そういう方々を通じて今申し上げたような趣旨を申し上げて、少しずつ先方に御理解いただいて、可能な範囲で約款の見直し等々をやっていきたいと考えているところでございます。

- 是非よろしく、御報告をお願いいたします。
- カルコン、本当に楽しみにしています。ただ、日本もアメリカも学芸員がカルコンに参加いたしますが、特に海外の美術館は組織が大きくて、保険に関しては館の中で法的な事務を担当するレジストラの領域だと思います。ですから、例えばアンさんのような方が東洋部長としていらしても、それが館の中でうまく議題にのってくれるだろうかという疑問を感じています。

アメリカの場合、中心はナショナル・ギャラリーの約款というか、そうしたものをいろいろな美術館が、それを基準にそれぞれローカルバージョンをつくっていくという経緯があったかと思います。海外の美術館にどう声を届けるか、だれに届けたらいいのかという感じはします。

- その辺もいろいろこれから研究していこうと思っておりますけれども、この制度をつくる前に国家補償の担当の方と意見交換をさせていただいたこともありますので、そういったところにまた御相談に行くか、各種会議への出席等を通じていろいろ外堀を埋めていって、まさに、キーパーソンを見つけたら、私どもにそのための予算がございまして、アメリカに飛んでいって、しかるべき担当者としっかり話をするということも将来的にやっていきたいと考えております。
- 先ほどの御意見に付け加えて申し上げますと、国家補償とは違うのですが、私が美術展の保険をずっと日本で引き受けていた経験から申し上げますと、アメリカの場合は向こうで保険がついて日本へ来ることが多くて、どうやって日本側の手配に切り替えようかということを検討していたときに、やはり一番効果があったのは、今おっしゃった相手方美術館のレジストラのところに行って、保険の内容を説明すると了承されたというケースが、かなり多かったです。ですから、全体というよりは、おっしゃったようなレジストラに単刀直入にこういうものだということを説明していった方がうまく切り替わっていくのではないかなということは、過去の経験からすると、感じております。
- 全米で、レジストラのそうした協議会もあると聞いております。
- 詳しいことは確認しないといけないのですが年に1回開催されており、たしか東京国

立博物館のスタッフもそうした会に一度出席されて報告を書いているらしいですね。

- 出ています。
- 海外との交流展をどうスムーズにするかとか、毎年テーマを決めて実務担当レベルのトップの方がエキシビション・コーディネーター、あるいはレジストラの方が参加する、そうした会があります。この会は、世界的なレベルだと聞いていますが。
- そうです。毎年行っています。また4月にごぞいますね。
- そうですね。何かそういうところにもっと日本の代表を送り込むとか、もう少しアジアと西洋との具体的なトピックを交わすとか、そういうことを彼らも非常に求めているのですけれども、どうしても議題がアメリカとヨーロッパ間とか、そうしたことになったという話になると伺ったことがあります。そうしたところに訴えろとか、いろいろ考えられるのかなと、今ちょっと思っています。
- 今、図らずも、お話があったとおり、今回、アジアで日本が初めてこの制度を導入して中国とか韓国が非常に注目しているんですね。

- 私自身は現代美術の分野が中心なので少しずれるかもしれないのですが、皆さん、既に御存じのように、海外から作品を借りるときには、最初は学芸員同士がやり取りしていても、レジストラとか海外プロモーション部のようなところと接触して、契約時点ではロイヤーと仕事するというようなことも出てくるわけですね。ですけれども、日本の場合には、幸か不幸か、その部分を新聞社の方々にお願いする部分が非常に大きいので、美術館の内部に学芸員以外のレジストラに代表されるような専門家を育てるという土壌がやっぱり希薄だと思うんですね。今後、海外と本質的な交流をきちっとやっていくためには、やはり顔が見えなくてははいけない。顔が見えるということは、長い間、一定の職場で実績をつくってきたスタッフというのが学芸員以外、研究員以外にもいれば、そういった情報のルートも確立しやすくなります。

現代美術の場合には、作家が生きているので、まず個人の関係性をつくることから始まります。それと、事業として大量動員でき、大きな収益を上げるような展覧会ではありませんから、結局、私たちが常にポンピドゥー・センターですとか、MoMAですとかに交渉に行って直接お借りするというのがほとんどです。でも、今までの国家補償対象の展覧会は50億円以上の非常に大きな規模のもので、今の実情ですと新聞社の力がなければ、私たちはとてもこういった大きな展覧会はできないわけです。だから、それはそれで両輪の車で走るにしても、美術館側に国家補償制度を導入できるような時代になったわけですから、作品の借用、それからコンディション・チェック、それからギャラリーの環境をきちんと維持管理できるような専門家を、できるだけ各美術館に配置できるような内部の方向性というのがつくれないかなとは思っています。

- 今おっしゃったこと、第3次文化芸術振興基本方針の策定のときに、部門ごとにワーキンググループをつくって、基本方針の中の付録にそれぞれのワーキンググループの討議内容が入っているのですが、そこには今、おっしゃったような美術館に学芸員以外の専門的な人が必要である、特にレジストラというように一応書いてはあるのです。ですから、全体として文化審議会の中でも、今おっしゃったようなキュレーター、学芸員だけじゃないんだという認識は徐々に始めていると思います。ただ、現実にはキュレーターの数自体を確保することも難しいような状況ですので、これはみんなでいろいろ

ろ知恵を出し合って、そういう方向にうまく流れていくように努力していかなければいけないなと思っているところです。

- 今、御指摘のありましたとおり、文化芸術振興基本方針の中でそういったことが書かれております。これを踏まえて、今年度から私どもの方でミュージアム・マネジメント研修、それからエデュケーター研修というのを開始して非常に好評に終わったところでございます。

レジストラーに関しては、またこれで研修会をとというのはなかなか難しいところではあるんですが、一方で、今回5件ございますけれども、契約書をお渡しするときに担当の方、責任者に集まっていたいて、私の方からそういった趣旨のことを、要するに単なる貸し館じゃないんだと、実際にこういった展覧会をつくるに当たっては、最初の構想段階から学芸員を入れて、学芸員を養成する観点からしっかりやってくださいということをお願いしているんですね。ですから、レジストラーという言い方をこれまでしてこなかったんですが、そういったことも含めて、国家補償制度を適用する館はレジストラーの育成というのをしっかりやってほしいということは強く言っていきたいと考えております。

また、国がやるやらないは別として研修なり、何かそういった機会もまた考えてみたいと思います。ありがとうございます。

- レジストラーですけれども、私も9・11のときに当館から作品をメトロポリタン美術館に貸していたんですね。それで、飛行機も全部ストップになっちゃいますし、作品も取り置きですし、リスクマネジメントという極限のときに、レジストラーとやり取りして、当時、運送会社のアメリカサイドの本部は、あのビルのすぐ近くにあったもので全部全壊状態なんですね。私は、自分のところの職員がクーリエで行っていたものですから、どうやって無事に帰したかという、全部、レジストラーとやりました。レジストラーの人たちはキュレーション・プラス・マネジメント、つまり、お金を動かすことができるんですね。実際は帰国便の手配、それから滞在延長、ホテルの費用まで、全部安心なさいと私に言ってきてくれたんですね。非常に助かったのと、あっ、こういう人たちがいるんだと思いました。

現在の美術館制度でいうと、学芸員と事務方の人たちがおられると思うんですけれども、事務方の裁量権も持っていて、つまり、お金を動かせるというのがあって、それから学芸的なことも非常にわかっておられる方じゃないかなと思うんですけれども、従来のキュレーションだけではない部分で、そうやって費用のことを全部やってくれましたので非常に安心できたんです。実際、無事帰ってこられたんですけど、そういうような人たちなんじゃないかなと思いました。

- 恐らく、これから日本の美術館全体、いろいろな意味で専門家が育ってくると思うんですけれども、そのとき難しいのは、キュレーションをやる人たちが10人いて、それで修復は1人、それからレジストラーが1人という、組織の中でこの少数専門家のキャリアパスが難しいんですね。大きな組織であれば、100人いて、10人ぐらいレジストラーがいれば、レジストラーが室長などになれるので、キャリアパスがうまくいく。だけど、1人だけだと、大抵、組織の中で腐っちゃうんですね。だから、非常に難しいのですよね。そういう組織的なことをどうきちっと担保していくかということも考えていかなければ

ればいけないということですね。

- 今の議論の方向としては、海外にはレジストラーとか、そういう仕事をする専門職の人がいる。逆に言うと、彼らは自分たちがスタンダードだと思っているわけですから、アジアを含め海外の美術館もそうあるべきだと思っているというのがあると思います。

つまり、先ほどおっしゃったように、だれに対してという顔が見えるということになるのではないかと思います。

私のいる美術館のような小さなところで1点だけ運ぶというのを今回やりますが、それでも一応、少ない学芸員の中で、今回の展覧会はあなたがレジストラーになるというようなやり方で、チームを組んで、キュレーターとレジストラーという名前をその展覧会だけは使うといいますか、担当のペアを組んで、それは相手に対してそう言えばいい話だと思います。それで、ホテルの手配から運送までレジストラーがやり、キュレーターは図録の執筆などに専念できるという、そのときの名前をつかって、そのチームを、その展覧会関係者みんなで役割をやることによって、みんながゼネラリストでもあり、そのときの専門家にもなるということで、相手に対して、とにかくだれに話せばいいのか、だれがその仕事を受け持って、責任を持って保険会社さんと話をしてくれるのかというところを彼らは知りたいんじゃないかなと。私はアメリカでそういう経験をして、小さな美術館でも海外からのものを新聞社さんなしに運ぶということを相手にどうやって信用させるかということが課題かなと思っています。レジストラーという職制をもたない美術館での1つの事例として申し上げます。

- 日本の制度適用を断っている美術館というのはアメリカの東海岸の館が多い。ヨーロッパの美術館は今のところ比較的受け入れている。スイスはスイス自体、国家補償がないですから、これは仕方ないかもしれませんが、ヨーロッパの美術館・博物館の中ではICOMのヨーロッパ支部のような組織で、できるだけ各国の国家補償制度をお互いに受け入れて、ヨーロッパの中で文化財の円滑な交流をしましよと、そういう意識がヨーロッパの中では、かなりあるのだと思いますね。だから、制度ができてすぐではありませんけど、日本の国家補償に対しても比較的、これだけの館が受け入れている。

アメリカについては事情がよくわからないのですが、アメリカの美術館がヨーロッパの補償制度を受け入れているのかどうか。日本の制度をアピールすると同時に、ヨーロッパの国家補償に対してアメリカの美術館はどういう姿勢を持っているのか、それも併せて調査した方がいいのではないかと思います。そこで、もしヨーロッパのは受け入れているけれども、日本のは受け入れてないということになれば、それでは、そこはどうか改善すればいいのかということになるでしょうし、アメリカはもともとヨーロッパのものも、そもそも受け入れていないとすると、これは日本だけ幾らアピールしても結構難しいということにもなると思います。そこを少し調査した方がいいような気がします。

- 今の御意見に関連して申し上げますと、2, 3年前、この制度をつくる際にアメリカに調査に行き、ワシントン・ナショナル・ギャラリーのキュレーター、レジストラーとミーティングをしたときに、彼らはどこの国がどういう内容になっているという一覧表を持って持っていました。アメリカ、ヨーロッパはうまく国家補償を相互に交換して使っていると、そういう実績があるということを知った記憶があるんです。ですから、念のた



め、今、おっしゃっていただいたように確認をすることが重要かなと思います。

- 余り多くはないかもしれないですけど、例えば日本のものを貸し出したときにアメリカの制度を適用したということはありますか。
- うちが貸し出す場合、ほとんど常に国家補償でと言ってきます。
- それはおかしいですね。
- そうなんです。だから、何で日本の制度を受け入れないのかと。
- その違いがどこにあるのか。
- 2つほど、1年やってみた結果についてちょっと感想というか意見を申し上げたいと思います。文化庁の担当の方が非常に勉強されて、うまく制度が運用されていて、このまうまく長く続いてほしいなと思っております。そういう中で1つ、私自身、損保業界出身者として非常に残念な思いを持っているのは、この国家補償制度が本来、美術館業界と言ったら言葉が悪いのですが、美術館側を助けなければいけないのに、どちらかという、今は損害保険会社を助ける制度のようになってしまっていることです。そこが非常に問題点だと思っています。これを何とか打破していかなければいけないかなというのが1つ思っていることです。

それからもう1つは、マネジメントのレベルの高いところとそうではないところがあった中では、国家補償は事故があれば支払わなければいけないという状況では、リスク管理はやっぱりきちっとしていかなければいけないと、そういう責務があるのかなと。そういう状況でリスクをコントロールするという視点では、今、文化庁の方では結構こまめに開梱等に立ち合いに行っていらっしゃることは非常に良いことであると思っています。デスクワークだけではなくて現場に行っていくということ、今後是非続けていただきたい。申請を受けて契約しましたというだけではなくて、現場に行ってみて、いろいろとチェックしていただくという、これを是非続けていただきたいという点ですね。

それから、先ほどから御意見が出ているレジストラであるとか修復家、いわゆる補償という柱のほかにもう1本、そういうリスクを管理できる制度の柱をきちっと立てなければいけないということ、以前から私は主張していたのですが、そういう制度整備を早期に実行していただきたいという希望がございます。

以上です。

- 今の前半の方、ちょっとよくわからなかったんですけど、もうちょっと具体的に教えていただけますか。
- いわゆる損保業界を助けているということですか。要は、展覧会の保険は地震リスクをいわゆるフルカバーしています。日本の損害保険のマーケットでは、通常は保険の約款は和文で金融庁の許可を得て適用しておりますが、その約款はほとんど全部、地震免責になっています。展覧会の保険だけが地震フルカバーになっているのです。

今までは、そういう意味では展覧会の保険を引き受けるというのは、会社にとってはかなり大きなリスクを背負うことになっていたのですが、実は国家補償については、1億円以上は国が補償しますということになったので、地震という極めて大きい重荷が軽くなっている。地震リスクは海外の再保険マーケットでも日本の地震は受けたくないと言っているものを国が持ってくれているわけですから重荷が相当軽くなっています。そ

ういう状況がある中で、保険料の低減率が4割とか、多くても5割という。しかも、保険会社が支払う金額は50億円以上絶対払わないわけですから。こういった状況でこんなに保険料をとっていいのかなと正直に思っています。引き下げる保険料分をリスクコントロール、リスクマネジメントに使用する、そういう施策に向かないといけないということを私自身思っています。今後補償制度をそういう方向に向けていきたい、そういう思いがあるところです。

- 今年、この制度を始めていただいたというのは、結果として本当に時宜にかなったと思っているんですね。3・11以降、日本の地震の確率というのはものすごく高いと海外の保険業界の人は全て思っているわけでありまして、そういう意味で、もし今年、この制度がなくて美術展をやろうとしたならば、多分、保険は手配できないケースが続出したと思います。そういう意味では、今年は本当に、この制度が始まった年にたまたま3・11があったというのは、ある意味でのめぐり合わせだと思う次第です。

おっしゃるように、地震で保険会社は責任を1億円で免れるようになっている、全体でも50億円以上は免れるようになっているわけなんですけど、今まで日本の美術史上でそれほど大きな事故がなかったの、そういう意味では地震を除くリスクというものに対してはかなり低く見積もられていると思います。料率的に言えば、海外の方が盗難とか損傷とか、そういうものがありますから0.1という水準はかなり低い水準だと思います。

ですから、そういう意味では、日本のこういった制度が、いろいろやっていく中で事故がないということになれば、その料率はどんどんどんどん下がっていくと思いますが、この制度が始まったばかりですから、この制度を育てていく中で、保険会社がその制度に基づいて引き受けてきたものの実績として、事故がこれだけないんですよということを世界に訴えていくと。例えば50億円であっても、保険会社にとっては、例えば盗難が発生して50億円の絵がなくなれば一度に払うわけですから、それだけのものをすべて一度に引き受けるのではなくて再保険には出しているわけなんです。ですから、そういう意味では、この制度に基づく美術品の保険というものの実績というのが、事故がないんだということが立証されていけば、おのずから料率が下がってくると考えています。

- ありがとうございます。実績づくりですね。
- 実績づくりですね。
- それでは、次の議題に入る前に、何かありますか。
- この1年間、ずっとこういう美術展の制度の会議に出させていただいて、私自身が作品の保存・修復という展覧会でもごく一部分だけに携わっていた人間なんですけど、私自身の感想として、これだけ大掛かりに動いているんだなと初めてわかったことが1つだし、この会合の最初にも私は申し上げたと思うんですけど、このような制度が適用されたからには、例えば先ほどレジストラを美術館にどんどん増やしていくとか、コンサバーターを増やすというのはよろしいんですけども、例えば展覧会で非常にリスクを担っているのは、輸送会社で美術品を実際にさわって動かしている人間です。ですから、そこの身分をもうちょっと上げてあげるような組織にした方が彼らも動きやすいし、働いている誇りにもなって、ますますいいものができてくるのではないかなと思っています。その制度は、もう動いて走っていると伺ったんですけども、本当に早く実際に確立された姿を見たいなというのが私の感想です。

- ありがとうございます。
- 私も、今回のこの制度が発足し、そして、いろいろな委員の先生方の意見を耳にしておりまして、こういう制度が新しく立ち上がったということで日本の美術館・博物館の組織の在り方ですね。特に今日も盛んに話が出ておりましたレジストラの問題を中心にしまして、レジストラとキュレーターとの関係とか、そういう日本の美術館・博物館の組織の在り方というものを今後抜本的に見直して、あらゆる世界の美術館・博物館と交流する上でスムーズにいくような組織の在り方というものを徐々に高めていかなければいけないだろうなと思います。まだなかなか十分対応できるようなことにはなっていないような気がしますので、これは大きな課題だろうと思いますけれども、今後、日本の美術館・博物館が本当に世界の中で信用してもらえる、世界と対等に渡り合えるというためのきちんとした組織づくりというものを是非再考したいなという気はしますね。
- ありがとうございます。何かありますか。
- 私はこれまでに答申した分に関しては全部の館を既に知っていました。分厚い量の書類を何日間でチェックするとなっても一応読めましたけれども、一番苦しかったのは、コンディション・チェックのところのレポートの書き方が非常にばらばらで、本当にこれは信用できるのだろうか、本当にこんなものだろうかというところがどうしても信じられなくて、あれを読むのにすごく苦労いたしました。
- そういう意味でも、今回、最初はあの形で書類をつくったのですけれども、もう少し読む部分を減らして、本当に必要な作品についての状態がきちんと書かれていて、保険額に対しても、きちんとした書類があって、その上で環境については、もう少し簡単なレポートにならないかなと思いました。
- 今回、採択した展覧会の開催美術館に直接行かせていただけることになったのと同じように、次回以降も、例えばちょっと問題だなと思うところは事前照会の段階で、そこで調査に入ることを決めてしまえば、環境の部分はある程度、だれか1人、この中に専門家を入れておけばカバーできますので、そういう意味でも、環境のところをもう少し書類を考え直した方がいい、来年度中には、もう少し軽い書類にしていきたいなということを思いました。
- ありがとうございます。何かありますか。
- 初年度としては大体うまくいっているんじゃないかなと思います。ただ、50億円というラインがありますので、どうしても新聞、テレビ主導型の展覧会が適用されると。それはある意味では予想されたとおりでしたけど、内容についてはそれなりに工夫されているんじゃないか。この点、制度ができたからジャクソン・ポロックのとんでもない高額の商品が借りられたり、あるいは「清明上河図」が借りられたり、そういう点ではよかつたんじゃないかと思います。ただ、私は、かつて全国美術館会議の美術品国家補償制度部会という部会におりましたので、全国美術館会議は300館の加盟館がある。少しでも多くの館が、この制度から恩恵を受けられるようにと考えておりました。国立・公立・私立、そういう枠を超えて適用されるというのは非常に正しいことだと思います。
- ただ、50億円というラインを将来下げていただきたいと。ただし、そうすると、もちろん各館の、いわば自主企画というものがもっと採用されるようになるでしょうけれど

も、そこから経済的にどれだけ利益が受けられるか。それと同時に、つまり、申請する書類の作成に、やはり膨大な時間とエネルギーを費やしていますよね。もちろんレジストラーを養成できればいいのですけれども、残念ですけど、今の日本の状況では美術館の中でレジストラーを養成するのはますます難しくなっている。前からレジストラーの必要性ということは叫ばれていましたけど、それが非常に難しい状況ですよ。だから、今後、何度も申しますけれども、少しでも多くの美術館が恩恵を受けられるようにと思えますけど、なかなか前途多難ではあることはよくわかります。ただ、何とかこれを育てていかなければならないということ。

それから、私、保険会社の立場というのがよくわからないんですけど、これがある意味では保険会社にとって自分たちが関わるマーケットが狭まってくるわけですから、それでは、そこでどういうスタンスなのかということなんですね。さっき伺ったところによると、確かに地震では国が補償してくれるというので、それは利益になると思えますけど、マーケットが狭くなって、この制度がどんどん発展していったときに、どういう展望をお持ちなのか、その点をちょっと伺いたいと思います。

- まず、地震は保険会社が全部責任を辞退するという事は、結局、日本で我々はリスクを全部とれないということで、はっきり言って9割ぐらい再保険に出していたわけです。だから、我々の実入りというのは1割ぐらいしか残らなかった、こういう事態だったわけですよ。だから、逆に言うと、今回のように地震のリスクというのを軽減していただいて、それから全体のリスクも一度に損害が大きく出た場合には国の制度で補っていただけるという意味では、我々保険会社にとってもいい制度だと思います。

それでもう1点は、こういうことが起こることによって普及がもっともっとされるんじゃないか。今まで保険会社が美術展の保険をつけるといっても、それこそものすごく大きな金額の、まさに今回50億円という制限がありますけれども、もっと大きなものじゃないと美術品の保険というのはつかなかったわけですが、どんどんどんどん下に下がってくれば、我々保険会社だけが全額リスクをとってもいいようなものまで保険が普及していただければ、それはいいことだと思いますね。

ですから、今まで美術品の保険というのは、保険会社全体の保険料の中で本当に0.何%の微々たるものだったわけですけど、逆に言うと、これがもう少し広がるメリットも未来はあるかなと思いますね。今の段階では、保険会社は今までも美術品でもものすごく大きくもうけたということもなかった。今はある意味で市場が育成されていけばいいなという時期だと思っています。

- それから、保険料率のことなのですけども、1つ、特別な協賛があった展覧会は例外的なものだと思いますが、この保険料率というのは、いわば市場原理で動いているのですか。つまり、再保険を掛けるなどしていれば市場原理になるといえばそのとおりなのでしょうが、これはどういうふうに進んでいくのですか。これは事故が少なければ自動的に市場原理に従って料率は下がっていくものなのですか。
- 結局、事故が大きければ料率が上がるわけですね。もう一つは、再保険というものに支えられてきましたが、世界的に事故が起これば、日本が幾らよくても上がっていく場合もあるんです。
- 補足ですが、保険の担当者からよく言われたのが、自動車保険などでは、基本的にす

ごくたくさん加入している人がいるため、数学の計算である程度料率というのは決まる  
ところがあるのですが、美術品保険は、市場原理もそうなんですけど、かなり再保険  
が掛かっているんで、再保険のマインドというんですか、マーケット心理というんです  
か、9・11とか3・11みたいなのがあったらだれも引き受けようと思わないようなときがあ  
るときに、やっぱり上がっていくという。

- 市場が小さいので、ふれ幅は結構あると思いますね。ただ、今まで日本は美術品市場  
の中では、本当にマイナーな存在なのです。アメリカやヨーロッパでは、それこそ大金  
持ちの人が自分で所蔵する美術品にたくさん保険を掛けているわけですね。そういうも  
のがベースにあるわけですが、日本にはそういうのは余りありません。ですから、日本  
ももっと美術品に対する保険の需要が増えれば増えるほど、安定化してくると思うんで  
す。
- 要するに、文化庁が下げてくれと言ったから下がるものじゃないわけですね。
- 結局、我々は微々たる存在なので、再保険に依存している部分が多いわけですね。
- 私も言われたのは、50億円より下の部分になったら、下げていくと国家補償の適用が  
どんどん増える。それは保険会社のマーケットをどんどん奪うということになりかねな  
いみたいなことも言われたのですが、ただ、保険会社の人が言われたのは、所蔵品の  
保険とか、要するに美術品の他のいろいろな関連の保険の市場がどんどん広がっていけ  
ば、それが全体に波及するとか、あるいは、あらかじめ国家補償の適用対象、展覧回数  
がこれぐらいと決まっていれば、ある意味安心感があるわけなので、何とも言えないと  
しか言わなかったんですけど、そういった話がありました。
- ある意味ではキャパシティというのですけれども、国家補償の分ができたことによ  
って引受け能力が増したということです。
- ありがとうございます。

・議題（2）に関して、事務局から配布資料について説明の後、意見交換が行われた。

- ありがとうございます。今の御説明について、何か御意見があればお願いします。
- 追加で1つ。今年度の途中から主催者に来ていただいてヒアリングするという形式を  
専門調査会でやりましたけれども、今後、特に異論がなければ、こういう形式で続けて  
いこうと考えております。
- ありがとうございます。どうぞ。
- 先ほど資料のコンパクト化というお話があって、確かにそれは必要だなと思うんです  
が、余りにも省略し過ぎると、逆に原発の事故じゃないですけども、やっぱりリスク  
がかなり大きいですから、万が一、何かのときに、「えっ、そんなことが？」というこ  
とがあるとイケないんで、ある程度のところに収束するという事で省略はしないであ  
りと思います。
- 本当に必要なのは、まず作品の状態がわかるような調書ですよ。それがほとんどつ  
いてなくて、ほとんど額に入っているとか、裏が木なのかどうかもわからないような小  
さい写真がついているだけとか、ああいう形ではなくて、せめて日本の学芸の方が書い  
た調書の方ですと、ここに危険な場所があるとか、そういうのが結構きちっと書いてあ

る、あのぐらいのチェックが入っている作品のリスト、これが絶対欲しいですね。環境に関しては、やはり作品を見て決めるものなので、そこが充実していないと、環境の資料が幾らあっても実は余り役に立っていないんです。そういう意味で、ただコンパクトにしろと言っているのではなくて、逆に本当に必要な情報である作品についての情報をもっとしっかりと載せていただけたらと思います。大変になるかもしれないんですけど。

□ 個々の作品の状態について、申請の段階で詳しい情報を求めるというのは現実には非常に難しいと思います。

□ 難しいですよ。

□ 海外から日本に来るということは、基本的にはいい状態であるというふうに理解して、チェックするのは、むしろ特別に大きな作品とか、あるいは素材が普通と違うものとか。大きさと素材でこれは要注意というのはある程度わかると思うんですけど、普通の油絵で状態がいいか悪いか細かくチェックして、前もって提出してもらおうというのは結構厳しい、難しいですよ。作品が届いた最初の会場では必ず厳密にチェックをして非常に細かいコンディション・レポートをつくるわけですから、そこでしっかり確認するということをルール化していれば、それでいいのではないかと。

それと、アメリカの国家補償で日本からアメリカに貸し出す場合、作品のコンディション・レポートはなるべく梱包の直前につくってくれと言われていています。余り早く出しても逆に意味がないということなんです。

□ その辺が難しい。

□ ですから、今の関係で申し上げると、相手が美術館の場合は、その美術館にレジストラとか修復家の方もいらっしゃるから、そういう意味ではあんまり心配ないんですが、個人コレクションは、これはやっぱり心配なので、補償対象から外すか、そうでなければ、しかるべき修復家の人を書いてもらうということを輸送開始の前にしてもらわないと対象にしないというようなことを厳格にやっていった方がいいのだろうと思うんですね。そうじゃないと、個人でもやっぱりいろいろな個人がいるので、過去にいろいろ吹っかけられて、まだ続いている裁判もあるので、やっぱりそこは気をつけないといけないということだと思います。

□ あと、これまでは、しっかりした作品ばかりだったのでよかったんですけど、これで現代美術が来たらどうしようというのを不安には思います。

□ 現代美術は、その場で設営しないものだったら事前に実見できますね。むしろ言われたように、コンディション・チェックを直前にするので、そのコンディション・チェックレベルのものを事前にするよう求めたら、どこの美術館も非常に困ると思いますね。

□ 保険業界から見ると現代美術はできれば避けたい。しかも、生きている作家の現代美術はできれば避けたい。

□ 本当ですね。

□ ロンドンでも、それは言われています。

□ あと、実際に今回、環境をどこで判断するかと言われたときに、やっぱり一番厳しい判断条件をついつけてしまうんですね。というのは、この制度を育てるためには無事故でいかなければいけないというのがかなりの縛りになっていて、そうすると、かなりいい環境のところしか許可しにくい空気があって、そのあたりが数年続けていくうちにだ

んだん見えてくるのかなというところで、今は一番厳しいレベルの許可条件になっているように思います。

- 現代美術はやりたくないとおっしゃいましたが、二、三日前の新聞に中国で400億円という額で落札されたとありました。ですから、今後、中国中心にそういうのがたくさんでくるのではないのでしょうか。
- それでは、今、事務局の方からいろいろ御指摘、これまでの顕在化した問題点などがありました。それから、御意見等を踏まえて、来期に向かいたいと思います。

・議題（3）に関して、事務局から配布資料について説明の後、意見交換が行われた。

- ありがとうございます。何か御質問等はございますか。
- 海外の美術館の受入れで、イタリアはどうでしょうか？
- まだやっていないので、わかりません。
- それでは、これで終わりにしたいと思います。この後、文化審議会の総会がございしますので、出席しますが、その席でこの美術品補償制度部会の活動報告を行う予定でございします。ともかく今日お話を聞いていると、こういう具体的な制度によって具体的な、あるいは現実的な、今まで知らなかった様々な情報が集まってきていると。恐らく文化というのは、文化政策ということもあるけれど、その一方で、実は国際社会の中で非常に具体的、現実的なんですね。そういうものがこの制度の発足によって今、集まり出したということで、文化庁にとっても新しいフェーズに入りつつあるのではないかと。それほど大きなことだと私は考えております。  
今日はどうもありがとうございました。
- 最後になりますが、来期のスケジュールにつきまして、来期は5回ほど審査を予定しておりますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

— 了 —